

平成 27 年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

1 職務代行順位

会則第 8 条第 2 号に定める会長の職務代行順位は、

- (1) 津島市総務部総務課長
 - (2) 豊橋市総務部情報企画課長
- の順とする。

2 平成 27 年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第 10 条第 3 項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
幹事	
地域ブロック	市町村名
尾張	一宮市
	瀬戸市
	春日井市
	東郷町
海部	津島市
	飛島村
知多	東海市
	東浦町
西三河 (西三河・豊田加茂ブロックを統合)	知立市
	高浜市
東三河 (新城設楽・東三河ブロックを統合)	豊橋市
	豊根村

〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 運営委員会に運営委員長及び別表に定める地域ブロックを代表する幹事で構成する幹事会を置く。

3 運営委員長及び幹事は、会長が選任する。

6 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項